

報道機関 各位

2020年3月23日

住友不動産株式会社

野村不動産株式会社

独立行政法人都市再生機構

「南池袋二丁目C地区第一種市街地再開発事業」組合設立

国家戦略特区プロジェクト 2棟総延床 約19万m²

超高層ツインタワーマンション 総戸数 約1,500戸

南池袋二丁目C地区市街地再開発組合(理事長:柳下 清)は、東京都豊島区南池袋二丁目他で事業を推進する「南池袋二丁目C地区第一種市街地再開発事業」におきまして、2020年3月13日に市街地再開発組合の設立認可を受け、2020年3月20日に総会を開催し、再開発組合を設立致しましたのでお知らせいたします。本地区における市街地再開発事業の施行により、土地の高度利用と多様な都市機能の集積による賑わいあるまちを形成すると共に、地域の回遊性を高める安全・快適な歩行者ネットワークの形成を図ります。

尚、これまで事業推進パートナーとして、住友不動産株式会社(本社:東京都新宿区/代表取締役社長:仁島 浩順)、野村不動産株式会社(本社:東京都新宿区/代表取締役社長:宮嶋 誠一)、独立行政法人都市再生機構(本社:神奈川県横浜市/理事長:中島 正弘)が協力しておりましたが、この度正式に参加組合員として本再開発事業に参画いたします。



外観完成イメージパース<南西方面>



位置図

本地区は東京の副都心である池袋駅にも至近で、北側地下で東京メトロ有楽町線東池袋駅に直結し、南側では都電荒川線雑司ヶ谷駅に近接する等、交通利便性の高い地区になります。施設計画は、両棟共に中高層部に住宅、低層部に商業、事務所、公共公益施設、子育て支援施設等を配置する計画です。

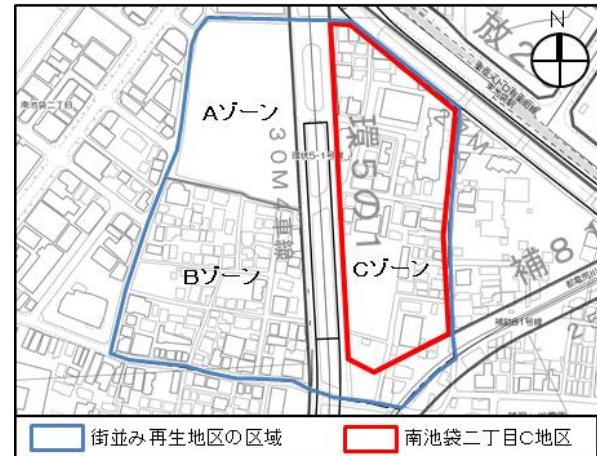
■ 本事業について

本地区は、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域内に位置し、東京圏国家戦略特別区域の都市再生プロジェクトにも位置づけられており、都市計画道路の整備と併せて街区再編まちづくり制度、都市開発諸制度等を活用してまいります。

南池袋二丁目地区は、東京のしやれた街並みづくり推進条例(東京都)に基づき、街並み再生地区に指定されております。池袋副都心に隣接した立地特性を活かし、サンシャインシティやとしまエコミューゼタウンなどと連携した東池袋駅周辺の拠点となるよう、高質な都心居住機能や子育て、高齢者向けの生活支援機能、豊島区役所等の防災拠点と連携した防災機能の導入を図り、賑わいのあるまちの形成を目指します。



都市再生緊急地域・特定都市再生緊急整備地域



南池袋二丁目地区街並み再生地区 区域図

■ 本事業の特徴

1. 計画的な複合市街地の形成

質の高い住宅、地区の賑わいを創出する商業施設・生活支援施設及び豊島区との連携等を考慮した業務施設を整備し、計画的な複合市街地の形成を目指します。

2. 快適な歩行者空間の整備

街区再編による道路、広場及び歩道上空地と合わせて、東京メトロ東池袋駅と接続するバリアフリーの地下通路を整備することにより、歩行者ネットワークの向上を図ります。

3. 災害に強い市街地の実現

東池袋駅と直結する施設建築物に地下広場を整備し、災害時に帰宅困難者の一時滞在施設としても機能させる等、豊島区役所等の防災拠点と連携した防災機能を導入し、災害に強いまちの実現を図ります。

■ まちづくりの経緯

2004年	「街並み再生地区」に指定
2008年 8月	豊島区によるまちづくり懇談会開催
2011年 3月	全体まちづくり基本構想案の提案
2012年 9月	C地区全体まちづくり検討会開始
2015年 10月	C地区まちづくり協議会設立
2016年 3月	まちづくり協議会解散
	南池袋二丁目C地区市街地再開発準備組合設立
2020年 3月	南池袋二丁目C地区市街地再開発組合設立

■ 今後の予定

2021年 3月	工事着手
2025年 3月	建物竣工

■施設計画概要

事業の名称	南池袋二丁目C地区第一種市街地再開発事業
施行者の名称	南池袋二丁目C地区市街地再開発組合
施行者の所在地	東京都豊島区南池袋二丁目40番22号
施行地区	東京都豊島区南池袋二丁目地内
施行地区面積	約1.7ha
主要用途	住宅、事務所、店舗、公共公益施設、子育て支援施設、駐車場 等
高さ	北街区:約190m 南街区:約185m
参加組合員	住友不動産株式会社 野村不動産株式会社 独立行政法人都市再生機構

<報道関係者お問い合わせ先>

住友不動産株式会社 広報部 内藤 TEL:03-3346-1042